（別添）特定個人情報に関する安全管理措置

	安全管理措置の内容（本則）	中小規模事業者における対応方法	情報局面
	100名以上の従業員・社労士さん、税理士さん、5000名以上の顧客リストを持つ企業、行政機関、金融業	100名以下の従業員数。 5000名の顧客リストは持っていない個人番号関係事務を業務にしてない。	
A基本方針の策定	特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。	⇒	全体
B取扱規程等の策定	事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を**策定しなければならない。**	○特定個人情報等の取扱い等を明確化する。	全体
		○事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。	全体
C組織的安全管理措置	事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる**組織的安全**		
a組織体制の整備	安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。	○事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。	全体
b取扱規程等に基づく運用	取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録	○特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。	各局面
c取扱状況を確認する手段の整備	特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。	○特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。	各局面
d情報漏えい等事案に対応する体制の整備	情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。	○情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。	全体
e取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。	○責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。	全体
D人的安全管理措置	事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる**人的安全管**		
a事務取扱担当者の監督	事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を	⇒	全体
b事務取扱担当者の教育	事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。	⇒	全体
E物理的安全管理措置	事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる**物理的安全**		
a特定個人情報等を取り扱う区域の管理	特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全	⇒	全体
b機器及び電子媒体等の盗難等の防止	管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。	⇒	全体
c電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止	特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。 「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛	○特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。	利用 提供
d個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する	○特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。	廃棄

F技術的安全管理措置	事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全		
aアクセス制御	情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。	○特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱	保管 利用 提供
bアクセス者の識別と認証	特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。	○特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。 ○機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱	保管 利用 提供
c外部からの不正アクセス等の防止	情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。	⇒	保管
d情報漏えい等の防止	特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる	⇒	利用 提供